

令和5年11月20日

鹿追町議会議長 上 嶋 和 志 様

広報広聴常任委員会
委 員 長 狩 野 正 雄
広報部会長 佐々木 康 人

所管事務調査報告書

本委員会は、下記のとおり所管事務調査を実施したので報告いたします。

記

1. 調査期間 令和5年 9月26日(火)～9月28日(木)

2. 調査地・調査項目

- (1) 埼玉県横瀬町 議会だよりについて(9月26日)
- (2) 令和5年度 町村議会広報研修会(9月27日)

3. 参 加 者

部 会 長	佐々木 康 人
副 部 会 長	山 口 優 子
委 員	青 砥 敏 一
委 員	金 子 孝 伸
委 員	黒 井 敦 志
議会事務局 主任	宮 澤 航 太

4. 調査の目的及び調査結果

(1) 埼玉県横瀬町

【調査目的】

議会だよりについて

1. 編集体制
2. 広報作成の留意点
3. 読まれる広報のための創意工夫
4. 町の広報との差別化

【町の概要】

横瀬町は埼玉県の西部に位置し、面積は市域の約58%を森林が占め、埼玉県で3番目に人口が少ない町である。

町内各所にオープンガーデンやウォーキングコースが整備され、棚田では田植えの体験もできる。田舎ならではの温かい地域の絆もまだ残っている町である。

令和2年度町村議会広報コンクール(全国町村議会議長会主催)では、表紙デザイン賞「銀賞」を受賞している。

【調査結果】

《 金子 孝伸 》

9月26日に令和2年度町村議会広報表彰の表紙デザインを受賞した横瀬町議会広報常任委員会を視察訪問した。

今回の調査目的である編集体制、広報作成にあたっての留意点、読まれる工夫、町広報紙との差別化の4点について意見交換をした。

編集体制と広報作成の留意点、そして「読まれる」ための創意工夫については、デザイン編集は事業者へ委託し、議員は取材、記事作成に特化し、町民に「何を」「どのように」「興味を持って」知らせるかを心掛けている点は、インパクトある表紙や簡潔かつ解りやすい文面(文字サイズなど)柔軟に対応する必要があるということを改めて認識することになった。

町の広報との差別化にあたっては、町の広報で詳細に知らせる内容と重複する場合は、簡潔にまとめて記事重複に対応している点も興味深いものだった。

作り手よりも読み手を第一に考えた作成を心掛けていることがよく理解できた。

また、独自で動画を作り(QRコードから動画への誘導)、広報のみならず議会に興味を持って貰う挑戦も続けている点は私自身もそうありたいと思うところだ。

今後、鹿追町議会においても、過去の良い点は維持しつつも、新しい挑戦をし、「読んでもらえる広報」を目指したい。

(2) 令和5年度 町村議会広報研修会

【調査目的】

議会活動に対する住民の関心と理解を深めることが求められている状況を鑑み、町村議会広報編集委員等を対象にした研修の場を設け、議会広報の発展に資することを目的とする。

【調査結果】

《 山口 優子 》

1. 広報担当者が知っておきたい法律知識

講師: 弁護士 玉置 菜々子 氏

「広報担当者が知っておきたい法律知識」として、弁護士 玉置菜々子氏の講演で、広報担当者が議会広報紙を作成する上で、注意する点などを学んだ。

議会だより作成時には、著作権、著作者人格権、肖像権、プライバシー権、パブリシティ権などの権利侵害に注意する必要がある。

著作権法は、あくまで著作物を保護するためのものであり、アイデアは保護されない。よって、写真をそのまま使う場合は、特に気を付ける必要がある。

著作権の権利侵害を争った裁判では、プロのカメラマンに依頼したポスターであったが、依頼元にも責任があるとされた判例がある。

契約書を作成する際、著作権だけでなく、著作者人格権の不行使条項や 2 次利用の規定についても明記しておくことで訴訟リスクが軽減される。

インタビュー記事を作成する場合、インタビュー対象者も著作者であるとされる場合もある。

人の写真を利用する場合は、本人の同意、知人が見れば誰なのか判別できるかどうか、一般に予想される本人への精神的な悪影響はあるか、の3点に留意する。

フリー素材を利用する場合においても、「作者名を記載すればいい場合」「個人利用に限れば利用できる場合」「商用でも利用できる場合」があり、何が「フリー(無料)」なのかを確認することが求められる。

《 青砥 敏一 》

2. 読者を夢中にさせる広報紙づくり基礎の基礎

講師: (株)フォーチュングラフィックス代表取締役 白木 一誠 氏

メディアプランナーの白木一誠氏は「広報紙づくり基礎の基礎」と題し、「広報紙作りは地域住民へ行政情報周知のための手段であり目的にあらず」と講じた。更に、広報紙作りに必要なことは、住民ニーズを理解し興味を持ってもらう仕組みを考える企画力、行政運営姿勢や、変化する住民心情や思いを理解し分かりやすく伝える編集力、色の印象や効果を理解し、企画意図や編集に合わせ、しっかり可変対応するデザイン力を磨くことが基本となると講演した。

《 黒井 敦志 》

3. パッと伝わる広報紙に

やっではいけないデザイン講座

講師:グラフィックデザイナー 平本 久美子 氏

■誰に何を伝えたいか

広報物を作り始める時、デザインの前に必ずターゲットとゴールを決めることが必要である。悪いチラシは、一方的に言うだけだが、いいチラシは、プレゼンをしてくれる。ターゲットは企画段階から決めること。ターゲットが明確だと、気づいてもらえる。ゴールが明確ならば必要な情報を選ぶことができる

■パッと目に止まるための「目立つレイアウトの鉄則」

主役を大きく作れば、1秒で伝わる。

人の視線は大から小へ流れるので、次のアクションへ誘導することができる。主役の材料は、タイトル、キャッチコピー、イメージ画像があるが、簡潔、遡及力が強い、質の高いものが必要である。

■これだけで見違える「3つのデザインルール」

①文字サイズの比較、ジャンプ率を上げる。

大きい見出しこそ文字サイズを上げる。

情報が拾いやすくなる。

②フォントは適材適所に

太いゴシック体は見出しにオススメだが長文には不向き。

明朝体など標準のフォントはクセがなく読みやすいので長文の利用が多い。

③余白と整列

できるだけ文字数を減らし、余白をしっかり確保する。

色数は少ない方がいい。

■広報紙のターゲットは

全住民ではなく、無関心層に気づいてもらうことである。趣味嗜好、悩みや課題など関心をひくテーマが広報紙を開くカギになる。毎号ターゲットを変える必要がある。

5. 総合考察

《 佐々木 康人 》

「開かれた議会」の実現に向け、鹿追町議会は平成 22 年に鹿追町議会基本条例を制定し、議会報告会・意見交換会・広報紙、Web サイトの充実など住民と議会を結ぶシステムを拡充させてきた。

しかしながら、条例制定から 11 年経過した現在、議会に対する住民の関心は高まっているのか、住民に何を伝えるべきか改めて見直す必要があると考える。

議会広報、広聴活動の一環として、情報伝達の一層の充実を図るため、今回、埼玉県横瀬町及び全国広報研修会での研修を行なった。

個々の研修内容については、前段の各委員による報告の通りであるが、全体として「開かれた議会」の実現のための広報紙づくりには、視覚情報を使った、より読み易い紙面づくりの工夫や動画の活用、行政用語から日常的な言葉へ変換したり、キャッチーな言葉選び等、読まれる工夫が必要であるの提言を受けた。

今回の研修を通しての様々な提言について、鹿追町議会広報紙で活用できるものについては積極的に活用し、より読み易い議会広報づくりを進めたい。